

児童手当の手続きのご案内

■問い合わせ先 こども福祉課 ☎(32)8903

引越しに伴う手続き

引越したときは、児童手当の手続きが必要です。忘れずにお手続きください。

児童手当は、原則、申請した月の翌月分から支給となりますが、異動日が月末に近い場合には、異動日の翌日から15日以内の手続きで、異動日の翌月分から支給されます。

申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、手続きはお早めに！

転出（市外への引越し）

受給者の方が転出すると、下野市から支給される手当は終了となります。下野市での手続きは必要ありませんが、引き続き手当を受給するためには、転出先の市区町村での手続きが必要です。

転居（市内での引越し）

住所変更届を提出してください。

受給者と児童が別居する場合は、別居監護申立の手続きが別途、必要となります。

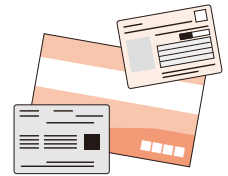
転入（市外から市内への引越し）

他の市区町村から下野市へ転入する場合には、認定請求手続きが必要です。手続きをしないと手当は支給されませんのでご注意ください。

■手続きに必要なもの

すべての方が必要なもの

- ・請求者の健康保険証
 - ・請求者本人名義の預金通帳
 - ・保護者の個人番号確認書類★
 - ・窓口で手続きをする方の本人確認書類☆
- ※次に該当する場合には、書類が追加で必要です。



請求者本人以外の方が窓口で手続きをする場合

- ・委任状（法定代理人の場合は戸籍謄本）

児童と別居している場合

- ・児童の属する世帯全員分の住民票（本籍・続柄などの省略がないもの）
- ・児童の個人番号確認書類★

★個人番号確認書類 マイナンバーカード、通知カード、個人番号記載の住民票のどれかひとつ

☆本人確認書類

1点で足りるもの 個人番号カード、運転免許証、パスポート、在留カードなど顔写真つきの公的証明書

2点必要となるもの 健康保険証、年金手帳、年金証書、印鑑登録証明書、母子手帳、児童扶養手当証書

公務員になったとき・公務員でなくなったとき

公務員の方は、勤務先から手当が支給されます。勤務先が変わり、公務員になったとき、あるいは公務員でなくなったときは、お住まいの市区町村と勤務先の両方で手続きが必要となります。

※手続きが遅れ、市区町村と勤務先の両方から手当の支給を受けた場合には、手当を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

水道の使用開始・中止 手続きはお早めに

引越しなどにより水道の使用を開始または中止する場合は、3日前（土日・祝日などの閉庁日を除く）までにお知らせください。

3月から5月にかけては開栓・閉栓の申し込みが増えるため、早めのご連絡にご協力をお願いします。

■連絡方法

- ・市ホームページの「上下水道開始・中止届」から申請
- ・電話で連絡

■問い合わせ先

水道課 ☎(32)8911

下水道の使用人数などに 変更あればご連絡ください

下水道に接続されていて井戸水（地下水）を使用している場合、使用人数によって下水道使用料が変わります。また、上水道と井戸水を併用している場合、上水道の使用量によって下水道使用料が変わります。

次のときは、必ず下水道課までご連絡ください。

■連絡が必要なとき

- ・使用人数に変更があった
- ・井戸水の使用をやめた
- ・井戸水の使用を始めた

■問い合わせ先

下水道課 ☎(32)8912

広報紙にお子さんの写真を 掲載しませんか？

毎月、広報しもつけのイベントカレンダーに掲載する小学生までのお子さんの写真を募集しています。

毎年応募して、お子さんの成長の記録を楽しんでみてはいかがでしょうか。

■申込方法

メール、電子申請
※詳しくは二次元コードを読み取ってご確認ください。



■申込期限

掲載月の前々月末日
例) 5月生まれ = 3月31日

■問い合わせ先

総合政策課 ☎(32)8886